

中小企業問題の本質（試論）

—主として国民経済的に—

山

田

通

夫

目 次

- 一 序
- 二 中小企業問題の本質
- 三 わが国中小企業問題の特質
- 四 現下の中小企業問題
- 五 結び

資本主義の高度化、すなわち、独占資本主義段階においては、経済の一般的危機とともに、独占資本みずから、その資本の運動法則によつて、産業構造上の、また経済循環上の、矛盾に直面している。しかし、このことは独占資本のみならず、幾多の弱小の中小企業にとっては、より一層の矛盾の扱い手として現出する。かくして、資本主義の独占段階は、ここにおいてより強く中小企業問題を展開しているのである。しかも、このような矛盾、すなわち問題の扱い手たる中小企業は、数において企業総数の大部分を占めているのが日本のみならず欧米諸国の一例である。また、中小企業に従事する従業員数や、その生産額の国民経済における比重も大である。このことは中小企業が国民経済において重要な地位にあることを示すものである。アメリカにおいても、今日、中小企業は全産業にわたり九二%を占めている。

わが国における中小企業の地位は、わが国経済の特質から特に重要な地位にある。それはただ単に、事業所数や、従業員数、あるいは生産高においてのみでなく、まさしく国民経済的に、産業構造的に重要な地位を占めるのである。

わが国の工業について見るに、第一表の示す如く、中小企業数は約九九%に達し、その従業員もはるかに過半数を越えている。また、生産高においても半ばに及ぶのである。しかも、一般的に、戦後その中小企業数、ならびに従業員数は絶対的にも、相対的にも増加の一途にある。しかるに、その生産高は相対的には減少の途を辿っている。これ

(第一表) わが国中小工業の占める地位
(事業所数、従業員数、生産)

年 度	事業所数	従業員数 (千人)	生産及び出荷 (十億)
23年	92,024 (91.0)	1,844.4 (48.6)	486.5 (59.5)
24年	103,855 (95.5)	2,010.1 (59.4)	681.9 (47.3)
25年	150,947 (96.6)	2,387.1 (61.9)	1,064.3 (46.4)
26年	163,962 (98.6)	2,629.3 (62.1)	1,718.7 (42.8)
27年	165,571 (98.7)	2,699.4 (62.5)	2,080.5 (45.1)

(備考) 本表における中小工業は従業員4人～200人のもので4人未満は取扱われていない。

() 内の数字はそれぞれの総数に対する百分比である。

「ダイヤモンド経済統計年鑑1954」より

はまさしく独占の強化がすすめられている事を物語るとともに、中小企業への独占からの圧迫を、すなわち、わが国中小企業問題の存在を如実に物語るものといえよう。特に現今、わが国においては中小企業問題はクローズ・アップされてきた。それは産業構造の各部門にわたつて、工業、鉱業、さらに商業と、中小企業の倒産となつてあらわれている。

国民経済の一般的危機が、特に今こそ中小企業にしわ寄せされつつあるのである。

本稿においては、産業構造との関連に中心をおいて中小企業の本質を考察し、我が国中小企業問題にまで及ぶ。經營論的考察は、他日に期すこととし、国民経済的考察に重点をおいて取扱う。なお、中小工業を中心として中小企業をあつかう。これは意識的にはるのであって、意味のないものではない。だが、中小商業と中小工業をそれぞれ区別して論議することも充分に重要な問題をもつものである。

二

中小企業問題の本質を考える場合に、先ず中小企業の本質から出発せねばならない。中小企業もまた企業である。
大企業が企業であるように。中小企業は大企業との関係においてその本質を生じている。この関係は歴史的・社会的關係である。かくて中小企業の本質は、大企業との比較、さらにその関係を歴史的・社会的に及んで把握されねばならぬ。

中小企業は現象的には企業規模なしし經營規模に関する問題として現れている。社会通念上には大規模の企業に比較して中小規模の企業として考えられている。規模の問題は量の問題である。量的規定は行政や金融業務等の実際的必要から当然のことである。^①彼等にとつては割一の量的尺度を必要とする。量的な規定の中心は、従業員、資本金、生産高または取引高である。いざれにしても、その限界をどこにおくかが問題であり、それは商業、工業、鉱業、サービス業等、業種によつて非常に異なるのみならず、社会的、歴史的にも変化するもので、いちがいに規定し難い。かくて、中小企業の本質把握には更に質的规定を含ることにより、すなわち量・質的認識が理論的に要請されるのである。と

くに質的認識を重視することによって本質把握は深められるのである。キャプラン⁽²⁾は、この量と質とを巧みに組み合せて単純に中小企業を定義している。しかしそれは現象論的であると同時に、経営論的な一面に偏するきらいがある。大企業との関係においては促えられていない。⁽³⁾それは経営経済論の域に限界づけられたものである。個別経済の問題である。中小企業は、特に中小企業問題は、国民経済の領域において、すなわち国民経済構造的にまですすめて把握されることによつて、はじめてその社会性・歴史性における認識に及ぶものである。もはやそれは大企業との比較においてのみの問題ではなく、大企業との関係において社会的・歴史的に把握されるものでなければならぬ。しかし、問題性を強調するのあまり、経営論的研究をうとんじて、反つて問題解決への現実的前進が忘れられてはならぬことは銘記すべきことである。もちろん中小企業論は、経営規模論によつてのみ解決出来る問題ではない。

さて、中小企業を大企業との関係において社会的・歴史的に把握するには、国民経済構造または産業構造において中小企業を認識せねばならない。企業論的にいうならば、個々の企業は、企業の内部経済 *internal economy* の条件と外部経済 *external economy* の条件によつて、その発展を規定されるものであるが、むしろその外的条件、すなわち、国民経済のあるいは世界経済的諸条件によつて強く規定されるのである。このことからして、ここに中小企業を特に国民経済的領域にまで及んで認識することにより、中小企業さらに中小企業問題の本質を把握しようとするのである。かくて中小企業の本質は中小企業問題の本質把握にいたつてこそ把握されるものである。もちろん、中小企業の本質は中小企業問題の本質と区別されなければならない。中小企業問題の本質のみから、中小企業の本質を把握することは出来ない。問題の本質はあまりにも社会的であり、歴史的なものである。問題は常に何等かの行詰りや矛盾から惹起するものである。最適規模論における中小企業は、中小企業問題が規定するところの経済構造や経済体制の問題としてつねに生じているものではない。これは、ともすると中小企業論において問題性に偏しがちな学界の中で、経営論的立場から末松玄六氏の適切なる警告である。すなわち最適規模経営（適限経営）の研究は、限られた中小企業の合理性を大企業の

合理性と異つたカテゴリーにおいて示すものであつて、ここに中小企業問題と区別されるべき中小企業の本質の一端を見るのである。⁽⁴⁾しかし今日のわが国においては、後述するように、人口と資本のアンバランスを基底とした産業構造のゆえに、この問題も、中小企業問題に包括されるべき問題である。

中小企業問題は、かくて資本主義の発展過程に生じてきた産業構造上の矛盾のもとに起きたものである。すなわち、資本主義の発展、これに伴う産業構造の高度化のうちに生れてきた矛盾の一つが中小企業問題である。資本主義の発展過程、つまり、「それぞれの段階における支配的な企業が、それより後れたもの、弱いものをいかにつかまえて行くか」という資本の運動法則のもたらした一つの矛盾であり、問題である。当初は、産業資本主義の段階には、小企業―小工業問題として登場し、今や、独占資本主義の段階には、広く中小企業問題として登場してきたのである。支配的企業（独占資本）はそうでないものあるいは解体、没落させ、あるいは従属、利用しつつ、その運動をつづけてきたのである。もちろん日本の中小企業問題は欧米先進国に比して、日本資本主義の発展過程における特殊性を反映して、著しい特質を持つものではある」⁽⁵⁾が、しかし、ここでは、まず資本主義の独占段階における一般的問題として、中小企業問題を展開しよう。

かくして、産業構造の高度化の過程において、中小企業はどのように問題化してきたか。中小企業問題は、この産業構造の高度化のもとで、独占的企業としての大企業との関係においての中小企業の問題として把握されなければならぬ。しかば、独占段階、（国家独占資本主義段階）において、独占的資本はどのように運動するか。独占的資本は、限りなき資本の蓄積、集中によつて、その経済的支配力をいよいよ強化し、更に銀行資本と結合して、いわゆる金融資本化し、一国の産業の支配的地位を確保する。かくて、その独占価格を通じ、すんで政治と結合して、国家財政を通じ、その他あらゆる手段によつて独占利潤をほいままにする。いまや独占利潤を追求する運動法則が決定的となる。ナ�わち、平均利潤率はいよいよ低下し、資本の有機的構成はますます高度化して、独占資本は、その独占利潤の

最大限を求める、自らの再生産過程を推進する。かくて最大限の利潤が基動力となつて、他の一切のものが定められるという事情は、非独占企業すなわち中小企業のあらゆる犠牲のもとで展開される。さらに、その犠牲はその下に働く労働者に転嫁されて行く。そこに資本主義の一般的危機が現出する。それは再生産過程の行詰りである。つまりところ、産業構造の極度のアンバランスをもたらすものである。その産業構造のアンバランスのうちに中小企業の産業構造における位置が見出される。それは産業発展の不均等性の問題として捉えることが出来る。独占資本主義の段階においては、高度化された産業構造であることは前述した。高度化された産業構造は、一国の産業部門の統一的な秩序づけとしての産業構成の内部において、消費財産業部門に比して生産財産業部門の構成比率が大きくなりつつある趨勢をもつ。すなわち生産財産業部門が消費財産業部門に先行する趨勢にある。このことは資本の有機的構成率の増大からして一応当然の理論的帰結である。資本の運動法則は技術の進歩と相俟つて有機的構成を高める。生産財産業は拡大されて行く。そして生産財産業は一国の産業の基礎となる。すなわち、高度化された産業構造のもとにおいては、生産財産業がその基礎産業（電力・鉄鋼・石炭等）と共に、生産財産業は産業構造高度化の限界もある。かくして、独占企業は生産財産業を支配することによつて、一国の産業を支配する。資本の運動法則は、ますます産業構造をも高度化せざるを得ない。産業構造の高度化は内面的に相互関連したものとして統一的に構成されなければ構造的にアンバランスを生ずる。無統制な独占資本主義のもとでは、資本の運動法則がすべてを左右する。統一的構成はつねに破られて、構造的危機は、いわゆる一般的危機と照應する。支配力を失つた中小企業はかかるなかに自主性を喪失して、国民経済の大きな奔流に他動的に身を委ねるのみである。

それでは中小企業は、かかる独占段階において、独占企業との関係において如何に存在するのであるか。中小企業は、独占段階における諸国においても数の上では大部分の比重を占めているのが事実である。
しかば存在を許された中小企業はいかなる形態において存在するか。私は左のように形態分類する。

一、独立形態、企業経営上の諸条件が大規模経営に適しない。すなわち、最適規模経営として中小企業が適する場合。

地方産業、雑工業、サービス、商業等は殆んどこの形態である。

二、隸屬形態（下請企業）中小企業問題の焦点はまさしくこの形態に存する。集産主義経済はこの形態の崩壊を暗示するが、むしろ大企業は、下請企業化した中小企業を経営的に利用しつつある。問屋制企業もこの形態に含むものとする。

三、準独立形態、大企業と中小企業間の一時的妥協とか、独占段階における停滞性によつて、古い組織や技術が温存させられて一時的に存在するもの。

いずれにしても、不完全な競争のうちに、中小企業は大企業の周辺や割目に根強く存在を続けている。独占の真髓はすべてを包括する性格にあり、独占が全分野を支配し得る程度に強い場合に独占の目的が達成されるものである。この一面不合理に見える事態に対し、ドップは「まず第一に、企業の単なる数ではなくて経済的『比重』」であり、産業の『基幹』領域と生産の『基幹』線とにたいする統御である。第二に、大企業が、たとえ産業の生産高の大部分を統御しているにしても、産業協定、大企業のカルテルへ及ぼす影響、大企業が銀行ととり結ぶ連繋、あるいは、窮地に陥れられるという脅威のため小企業は大企業の事実上の指導権を甘受するという事実、などにより無数の小規模の独立企業を支配する様々の方法があるのだ。〔⑥〕と、合理性をもたらした説明をしている。

さて、中小企業問題は独占資本との関係において社会的・歴史的にまず把握された。残る問題は、かかる条件のもとに、おける中小企業間の問題である。それは、中小企業間の問題として（中企業と中企業、中企業と小企業、小企業と小企業）と同時に、労働問題との関係においての問題でもある。独占段階は労働予備軍をもたらす。労働予備軍は低賃金を提供する。かかる低賃金を前提として、中小企業は、それぞれの中・小の資本に応じて、利潤を求めて競合する。独占企業の手のつけない分野に、また下請企業として独占資本に執拗に結びつくべく競合する。かくて中小企業予備軍は自

らの競合の結果として再生産される。ますます中小企業の立場は悪化する。かくて中小企業は零細化して行く。一部の残存中小企業を除いて。

中小企業問題は、かくして、独占段階において、特にその危機の段階においてクローズ・アップされる。中小企業問題の解決は少くとも、資本主義制度のもとにおいては完全なる解決是不可能である。さればこそ、社会政策の対象としてつねには問題とされるのである。しかし、根源的には経済政策の対象として、国民経済構造、産業構造の経済政策として積極的に、一国の国民经济について綜合的経済計画にまで発展しなければ、部分的な経済政策をもつてしては、中小企業問題は解決出来ない。かかる意味においては、まさしく中小企業問題は国民经济の問題である。社会主義的計画経済時代が今や問題化してきたことはうなづけよう。

註① 日本の現行法においては、中小企業協同組合法はその出資金には限度がないが、大体當時従業員が三百名以下（商業は三十名以下）となつてゐるが、その他の市中銀行中小金融専門店舗の貸付対象となる中小企業とは、資本金一千万円以下、従業員は三百人以下となつてゐる。また中小企業信用保険法も同じように資本金一千万円以下、従業員は三百人以下と改正した。

註② Kaplan. アメリカにおける中小企業問題の代表的な権威。その著、*Small Business: Its Place and Problems*, 1948. において中小企業を左のごとく定義している。末松玄六氏の要訳を転記する。

a、規模 取引額では一〇〇万ドル以下、総資産では五〇〇万ドル以下、従業員では二五〇人以下を、小企業とする。」の基準は、独立の個別企業を強化し、独占の發展に匹敵するだけの強力な競争を可能にするという見地からみれば、やほど高くはないと思ふ。

b、経営 所有者であると同時に、經營者である企業者の直接の監督の下にあるものは、会社たると否とを問わず、小企業である。

c、金融 小企業の自己資本は、所有經營者の内部的範囲で賄われる。小企業は、株式や社債を外部に売るることはできず、主として、商業信用や銀行信用や蓄積した利益に依存している。

d、活動の範囲 輸出入の例外はあるが、典型的に地方的であること、地方との接触は生産物・顧客・労働者・所有などに見出さ

れる。そのために、小企業は、所在の都市の発展と厚生とに直接のつながりをもつてゐる。

註⑩ また松原藤由氏が「中小企業の本質に関する覚書集」において質的規定を適切に分類整理された中の主なものを左に挙げよ。

(1) 中小工業における人的素因を重視する見解（大塚一朗氏）

中小工業とは、個人主体制という所有組織的外皮を纏うことが、大多数の例になつてゐる、最高段階の規模の限度内にある自己資本を基礎にし、かつ、それ自体が個人主体制形態を持てる工業的生産的営業単位であると、規定すべし。

(2) 産業資本確立の視点より中小工業を規定しようとする見解（小宮山琢二氏）

1、中小工業の独立形態

a、支配者が商業資本・輸出資本・百貨店資本等である場合（問屋制工業）

① 下請業者の生産が資本家のないもの（旧問屋制工業）

② 下請業者の生産がいちおう資本家の生産の内容を備えているもの（新問屋制工業）

b、支配者が大工業あるいは工業資本である場合（下請制工業）

註⑪ 末松玄六、中小企業の経営的特質（中小工業の本質）二九七頁

適限経営が中小企業に見出される事をキャプランは説いてゐるが、わが国においても村本福松氏は「中小企業本質の考察への反省」覚書において取上げられてゐる。

註⑫ 伊藤岱吉、中小工業問題の本質 二九、三〇頁

註⑬ M.Dobb, Studies in the Development of Capitalism P. P. 341～343

III

わが国における中小企業問題は、前述の資本主義の一般的發展過程にみられる中小企業問題を内包しつつも、それ自体著しい特質をもつてゐる。その特質は、日本の資本主義の特質に、さらに日本資本主義の構造的特質の中にまで立ち入つて求められねばならない。かくしてこそはじめて、中小企業問題を個別經濟的、經營經濟的のみならず、國民經濟

的に綜合的に中小企業論として把握することが出来る。

日本資本主義の特質は、その後進性のゆえに、政府の積極的な推進力によつて近代産業への接近が行われた。政府は明治維新当時の経済の未熟性を重商主義的政策ないし上からの産業革命によつて補うことにつとめた。すなわち、農村に半封建的地主支配を残しながら、資本主義が高度の独占段階にまで発展し、独占資本主義それ自体のもつ矛盾が、封建性の残存によつて加重された。それは結果において農村や中小企業の犠牲において近代工業、特に重工業を発展せしめることに他ならず、帝国主義、軍国主義的性格の強化は、ますますこれらの犠牲をつのり、すべての経済政策は主としてこの線に沿つて行われた。かかる日本資本主義の特質に裏付けられた、わが国の産業構造の特質はいかなるものであるうか。その特質を要約しつつ、それを媒介として、ここにわが国の中小企業問題を追求しよう。

日本経済の構造的矛盾は、生活水準と生産水準との乖離としても端的に表現出来よう。生産において時に全く近代的な飛躍を示した日本経済は、その生活においては依然としてアジア的低水準にあるのである。かかる問題こそ、明治以来の日本経済の最大の特質であつて、一時的な特殊事情に帰せられるべき現象ではないものである。この矛盾の直観的な表現は、「低賃金の工業国」といえよう。かかる構造的矛盾のなかに、中小企業の地位が、さらに問題が見出される。

日本資本主義、その産業構造の高度化の基底に、狹少な土地、すなわち人口と資源のアンバランスを宿命として背負わされている。これは、日本経済の世界経済における根本的な特質である。かかる基底の上に経済の高度化が行われたのである。しかも、その後進性のゆえに資本の不足はおのずから日本資本主義を、そしてその産業構造を限定せざるを得なかつたのである。かかる条件のもとにおいて、明治政府はその後進性のハンドディキヤップを一刻も早くとり除くべく、強力に国家権力を推進力として経済の高度化を推進し、産業構造を高度化たらしめた。資本主義の高度化は、生産財産業の発達を促す。生産財産業、すなわち重工業の発達は、産業構成を高度化する。しかるに、わが国は、資源に乏

しい。このことは重工業の発達に直接に影響する。かくて原料を海外に依存せざるを得ず、つまり貿易を前提としてのみわが国の経済の高度化は可能となる。かくして日本資本主義は、輸出工業としての軽工業（紡績）とともに重工業の発達が行われた。軽工業はかくて重工業発展の手段化されたとも言えよう。少くとも結果的には。

さて元来資本主義の高度化、すなわち、独占段階は、個々の国民経済の内部における自由競争関係を通じて行われる。企業の集中・独占化は競争関係から生まれる。しかし、日本においては、その後進性から、遅れて展開する産業構造が条件として作用する関係上、前資本主義的な未発達な經營体や、あるいは立ち遅れたものを同時に伴う産業構造となる。すなわち、産業資本の自己形成蓄積力が少なく、この少ない資本と多く存在する労働人口とが結合して産業構造の高度化を强行する必要上特定部門に資本の集中投下を余儀なくされるので、他の一般産業部門では、残されたところの、依然としてあまりにも過剰な労働と結合すべき資本はあまりにも相対的に少なく、かくして、いわゆる中小企業、零細企業、家内労働、手工業等はむしろ整理されずに同時に、人口過剰に相応して、数多に存在するのである。すなわち多分に前期的な中小企業を残しつつ、財閥的独占や国営事業が初めから有力な構造部分を占めて、一方的に前進するのである。さて、このような異なるものの同時存在の割合は、国々の産業構造の発展の相違によつて異なるのであるが、日本のように、その異つたものが多いのみならず、一方的に独占が初めから顕著であることは、いよいよその産業構造を複雑にしている。その中から、独占的支配、すなわち大企業への中小企業の従属のいろいろな形が生まれる。独占企業は独占資本なるがゆえに、その資本の運動法則を貫く。かくて産業構造はさらに高度化される。かくして巨大企業化された独占資本は、経済の軍事化に伴つて、国民生活の再生産、つまりところ労働力の再生産から遊離する。一方、独占資本に掌握された軽工業も、それが輸出産業としてのものだけにこの再生産から遊離する傾向をもつ。経済の高度化による生産水準の著るしき上昇にも拘らず、国民生活水準の乖離する因はまさしくここに存するのである。国民生活水準に遊離した産業構造は、ただその矛盾をはらみつつ更に高度化される。かくて、国民の貧困は、国内市場を狭

め、独占資本はまた、農業や中小工業等の機械化は遅れているから、重工業の平和的国内市場は極端に狭く、かくて独占資本はその過剰生産の捌け口を海外市場に、あるいは民需ならざる軍需に求めざるを得ない。さらに軍需の購買力は国家財政であり、その源泉は税金による国民大衆負担である。国民の低い生活水準は労働力過剰に加重されて低賃金を、まさしく国際的な低賃金をつくり出す。

かくて、中小企業は低賃金を唯一の武器として完全なる自主性を持たないままに、相互に自らの存立のために競争するのである。過剰労働と結合した中小企業は、そのまた過多性のため相互に激しい競争をする。そして中小企業の立場は一層悪化し、労働者の犠牲において、すなわち、より悪い労働条件のもとに不完全な自らの存立を保つべく努める。独占段階の高度化した今日、多くの中小企業は、独占資本に隸属して下請企業化することによつてその存立を求めた。勿論、直接に独占企業に隸属しない中小企業も限定された領域にかえつて多種多様に存立するけれども、もはや今日の高度独占段階においては、独占資本の市場的支配を通して、完全な独立を失つているといえよう。いまや中小企業は大企業にいろいろな形で従属しているのである。

以上、わが国の中小企業問題の特質を産業構造との関連において一般論的に述べてきた。つぎに、中小企業問題の特質をその存在形態により取り上げてみよう。

戦前、戦後を問わず、わが国における中小企業のもつとも代表的な存在形態は下請性にある。下請性はわが国経済の特質でもあり、中小企業問題の焦点である。下請制は、上位資本が下位資本の手に收めらるべき余剰価値を上へ吸い上げる機構であり、工業生産形態における大資本の中小工業支配の形態である。今日の高度独占段階においては、窮屈的には、それは独占資本の、すなわち独占資本の最高段階たる金融資本の資本制的支配の一形態である。藤田敬三氏は、下請制工業を「工業生産形態のマニュ段階および大工業段階における商業資本の工業支配の形態であり、それ自体、工業の生産形態を意味するものではない。従つて、支配する資本が問屋または貿易商社の商業資本たると、元方工場の購

買部（産業資本上筆者註）の商業資本たるとを問うことを要しない。かくて、これを『商業資本の工業支配』の基本的段階という点からすれば、第二次または高次の段階に属するわけであり、その支配する対象は、その第一段階では、マニュであり、第二段階では機械制工業なのである。ただし、現実の場合、元方工場の購買部・問屋の商業資本が、常にマニユや中小機械制工業等のみを下請的に支配することは限らない。特に、問屋の商業資本は、資本制生産の現段階においても、なお、商業資本の工業支配の第一次または低次の段階の対象たる小商業を家内工業的に支配することもあり、さらには、近世的資本制家内労働を広汎に支配することもあり得るからである。同様のこととは、例外的には、元方工場の購買部の商業資本についてもいえるところである。」⁽¹⁾と規定している。下請関係は、親会社・子会社・孫会社、あるいは元方・下請・再下請というように複次的な系列を構成するが、下請の本質には変らない。全体を支配しているものは独占資本であつて、下請制は、独占資本が中小工業の下にある低賃金を間接的に吸い上げて、独占利潤を収める機構にほかならない。下請の歴史的原形は、問屋制家内工業にあつたもので、今日でも、商業資本（大問屋、大商社、百貨店等）に直接支配される中小工業が多い。特に輸出産業として。しかし今や、独占資本は金融資本化して、かかる商業資本をも直接、間接に支配するにいたり、窮屈においては、独占資本の支配となつてゐる。特に財閥会社の商事部門の復活は、それを物語るものである。しかし、中小工業に直接つながるものは、かかる商業資本と親工場としての産業資本である。産業資本は、今日財閥化して高度の独占体に成長して金融資本化し、商業資本をも支配しつつある。⁽²⁾

さて、問題は中小企業である。下請企業としての中小企業に焦点をもつてこよう。では、下請関係は何故にかくも利用されるのか。下請関係は対等関係ではない。単なる従属関係でもない。まさしく支配関係であり、隸属関係である。親会社は、大資本は、資本の運動法則の貫くままに、その営利性のゆえに、すなわち、一、最大利潤の確保のため、二、輸出不振によるダンピングのため、三、不況に対する安全弁として、下請関係を利用するのが一般である。技術的

必要からのみ下請を利用することもあるが、これは下請の本質ではない。下請単価は、親会社が自ら生産するより安い。安い一方決めの単価が、下請企業に対等でない関係でおしつけられているのが実情である。いな、むしろ中小企業が自ら競争して、かかる条件の下請を求めて甘んじるのがより現実的である。つまるところ、それを可能ならしめるのは何であろうか。過剰人口と資本不足からくる低賃金と下請企業者自身の競争である。そこに下請の中小企業問題としての意義がうかがえよう。かくて、経済の一般的危機は、独占企業の危機であると同時に、それは中小企業にしわ寄せされて、中小企業の危機となる。弱小企業はまさしく最悪の条件に置かれる。更に中小企業の危機は終局的に労働階級にしわ寄せされるのである。かくして、中小企業問題は社会問題として重要視されるのである。

つぎに、独立形態として存在する中小企業はどうであるか。国内民需に関係の深い地方産業を中心とした中小企業は比較的限定された市場を対象に存立するものであるが、相互の競争関係がその存続を脅かしている。その大資本化は、独占資本に、また市場に制約されて、経営を限定されている。この問題は、適度規模経営論の問題で、ここでは論及を省略する。ただ重要なことは、かれらといえども、産業構造的には、比較的安定した構造領域にあるものの、国民経済において経済の一般的危機は、充分に、今日かれらを不安定におとしいれているということである。

かくて、わが国の中企業問題は、客観的には、過剰人口を基盤として、産業構造に根本的矛盾を見出すと同時に、主観的には、明治以来の国の経済政策に基因するといえよう。

註① 藤田敬三、日本中小工業と下請制の本質（中小企業叢書V）一二八頁

註② 資本の機能としては、産業資本も商業資本的であると解釈出来るが、今日の下請制においては、商業資本は、一面、むしろ事実上の産業資本としての特質をもつと云えよう。

四

戦時異常なまでに軍需産業を中心に高度化された産業構造は、終戦と同時にその容貌を一変した。経済の循環は寸断

さて国民経済は危機に直面し、国民生活は混乱した。さらに、経済の民主化、非軍事化の線に沿うアメリカの占領政策は、独占禁止法、集中排除法、事業者団体法等をもつて独占体の解体を強行し、巨大財閥は勿論、独占的大資本も一時その生産活動を停止するか、縮小するに至った。一方、戦時中抑えられてきた民需は復活し、まず経営的に身軽な中小企業の復興・再開・新興等が急速に行われ、民需諸産業を中心とした企業ブームをもたらした。しかし、かかる中小企業の活躍を独占資本が許した時期は、戦後の一年余りで、経済の民主化諸政策は形骸化され、米ソ対立の結果たる占領政策の転換とともに、終戦後のインフレ過程を通して独占資本はようやく立直り、特に金融緊急措置令や復興金融金庫、さらに国家財政による補給政策によつて独占資本、殊に巨大財閥関係企業は復活整備し、ドッジ・ラインによつて遂に本格的再建の段階に入り、朝鮮動乱を契機として、再軍備復活とともに再び独占資本の支配は不動の態勢となってきた。それは傾斜生産、集中生産方式によつて一層拍車をかけられた。独占資本の支配は、再び抗し難い力として中小企業にのしかかり、一時は好むと好まざると拘らず、独立企業として民需生産の分野に転出し、国民生活の中心となつた中小下請企業も、今やその独立の場を失い、自ら独占資本に再び隸属せざるを得なくなってしまった。さらに、領土、資源を失い、戦前をはるかに上回る、人口と資源のアンバランスに加えて

(第二表) 生産額からみた産業構成の変化
(産業構成比%)

	工業	鉱業	農業	林業	水産業
大正 3年	39.4	4.6	48.8	2.9	4.3
9年	53.0	5.2	34.6	3.5	3.7
14年	54.6	3.0	34.8	2.9	4.7
昭和 5年	63.4	3.6	25.9	2.3	4.8
10年	71.2	3.3	20.5	2.0	3.0
15年	74.5	3.3	17.5	2.7	2.0
16年	77.6	4.6	13.4	2.4	2.0
17年	75.0	4.5	16.0	2.1	2.4
21年	33.9	1.9	49.8	5.8	8.6
22年	40.9	3.7	42.9	4.4	8.1
23年	49.8	5.6	32.9	3.8	7.9
24年	58.9	5.5	25.5	2.9	7.2
25年	66.3	5.6	20.7	2.0	5.4
26年	70.2	5.2	17.0	2.3	5.3
27年	68.9	6.3	17.1	2.3	5.4

(備考) 「ダイヤモンド経済統計年鑑1954」より

海外市場を喪失することにより、内外市場は更に狹隘化し、世界経済の不況は海外依存度の強いわが国経済を一層ゆさぶり、戦後の国際経済復帰への立遅れと共に、国民経済の自立を危機におとし入れ、独占資本はアメリカ一辺倒の従属関係を自らの存立のため求めて買弁的資本化するに至つた。また、独占資本は輸出不況を再軍備強化による軍需に転化し、かくして、戦後、またたく間に、産業構造は、独占企業を基軸にして構造的矛盾を強化しつつも、国民生活水準を犠牲にして、重化学工業中心へと再編成された。第二表は戦前戦後のわが国産業構造の変化を端的に示している。今日の世界的不況は、アメリカ経済に一般的の危機をもたらし、日本市場を半植民地的支配することによつて、日本經濟を従属性化に強力に入れ、日本独占資本をアメリカ軍需下請企業化するに至つた。かくて中小企業は、アメリカの下請企業化した独占企業の下に下請化するという二重の圧力のもとに未曾有の経済的苦境に直面し、労働階級はそのしわ寄せをくらつて生活苦とたかつてゐるのである。すなわち、かつての国際的経済地盤を失つた独占企業は、資本の運動法則のもとに、より一層の犠牲を中小企業に課するに至つた。このことは、再び国民生活水準と生産水準の乖離となつて如実に現出するに至り、民需産業は再びおしゃられ、民需に依存する独立中小企業は、下請企業とともに悪条件のもとに必死の生存競争を強いられているのである。

では、かかる基盤のもとで、わが国における今日の問題は具体的にどのように拡大されつゝあるか。最近のデフレ政策、輸出不振に伴う経済情勢から中小企業はなべて諸種の圧迫に倒産とたかひながら抗しつづけている。その共通問題は、まず、金融の困難である。信用力の弱い中小企業はまさに金融問題の危機に直面している。デフレ政策の強行は日銀をして一般市中銀行貸出を制限せしめ、かくて金融市場は硬化し、中小金融機関さえ大銀行に従属してその經營的見地からして安全度の弱い中小企業を避けて信用力ある大企業への大口貸出に移行しつつあり、金融市場から締め出された中小企業は、設備資金は勿論のこと運転資金に事欠くに至り、経営難は売掛金の集積、不渡手形の激増、賃金遅払・切下げ・未払、在庫品の増加、税金の滞納等と表面にあらわれ倒産は増加するに至つた。第三表A・Bはこれら的事情

を示すものである。

(第三 A表)

規模別賃銀及び労働時間の較差推移

		50年上半期	51年上	52年上
現金給 与総額	大	100	100	100
	中 小	86.6	79.9	77.4
実労働 時 間	大	100	100	100
	中 小	100.6	101.8	103.6
		101.6	103.1	106.3

(備考) 労働省調

1. 大中小は工業の規模
大 (500人以上) 中 (100人以上)
小 (30人以上)
2. 較差が労働時間の過重にも拘らず激しくなつてきている。

(第三 B表)

賃金不払状況規模別比率

年 月	件 数	大 企 業 (100人以上)	中 小 企 業 (100人以下)
27年 1月	1,317	5%	95%
2	1,375	5	95
3	1,293	5	95
4	1,462	5	95
5	1,579	5	95
6	1,449	5	95
7	1,638	4	96
8	1,562	5	95
9	1,459	4	96
10	1,416	5	95
11	1,531	5	95
12	1,794	4	96

(備考) 労働省労働基準監督課調より

この不払件数はたまたま発見されたものであり実際には遙に夥しいものと考えられる。だから結局殆んど 100% 不払は中小企業といつてもよい。

今一つの新しい注目すべき問題は、独占企業の中小企業領域への進出である。これはまた中企業の中小企業領域への進出ともなつてあらわれている。商業における百貨店攻勢は以前よりこれを物語るものであるが、今日では、たとえば小野田セメントのストレート会社新設による小売部門への進出等、①また、下請関係においては、下請支払遅延、下請単価の切下げや、さらに、独占資本との競争の禁止・制限の強制^②等、下請中小企業の過度競争を利用する冷酷な圧迫が強化され、下請中小企業は極度に圧迫されてきた。

最後に、重要なことは、かかる矛盾のもとに産業構造のバランスは破壊され、国民経済の自立的循環は崩されつつあることであり、かくて構造的矛盾の悪循環が、すなわち、中小企業から大企業に、大企業から独占企業に波及しつつあ

るということである。

註① 明治製菓、東洋製菓共同の製パン会社設立、造船界の不振から三菱造船、佐世保造船、石川島重工、浦賀ドックなどの陸上機械製作の開始などが見られる。

註② 八幡製鉄は大鉄工業に丸棒の生産を中止させ、また関東製鋼は一・五〇〇人の整理を強制された。

五

中小企業問題に根本的に対処するには、中小企業内部の経営的立場にとどまることなく、広く国民経済的立場から、総合的対策が樹立されねばならない。産業構造における中小企業の領域が不安定では、一方において、中小企業の指導援助を如何に強化しても、かかる中小企業政策は、その根底から崩れ去らざるを得ない。国民経済そのものを不安定におとしいれるが如き産業構造の高度化は、まさに矛盾を自ら求むるにひとしい。

かくて、わが国における中小企業問題は、産業構造の再編成を前提としてのみ解決の途を見出すことができる。産業構造の再編成は、国民生活向上を目指に行われねばならぬ。つまり、民需産業を基盤に再編成し、生活水準と生産水準のバランスを確保するところの経済循環を樹立せねばならぬ。このことは、今日の独占企業に対する国家経済政策の英断を要する。かくてこそ中小企業は、平和産業部門にその活動領域を確保しよう。かくて自立国民経済の途は開かれ、文化国家として出発出来るのである。中小企業はかかる文化国家においてのみその地盤を安定するのである。

しかし、一つの根本問題は、日本経済の特質としての人口と資源のアンバランスである。これは、消極的な人口問題の解決のみにゆだねることを許さず、積極的に貿易による海外市場の拡大を必要とする。ここに国内産業と輸出産業との彈力性ある結合政策のもとに産業構造を考慮せねばならぬという困難が横たわるのである。海外依存に偏することは、今日の国際経済下においては甚だ危険である。かかる新しい産業構造のもとに新しい問題が潜るものと考えられるのである。

最後に、中小企業の組織化、すなわち協同組合化の推進を現実の課題としてあげねばならない。中小企業がその過多性のために、相互に競争することは自ら墓穴を掘るにほとしい。現下のわが国の実情では、協同化への途は甚だ遠いかとも知れぬ。しかしそれは現実の中小企業政策の不足を物語るにすぎない。さらに、中小企業労働者の組織化は、中小企業の協同化と相俟つて下から上へとその勢力を伸展するのである。中小企業勢力の強化は、独占企業に対する中小企業の相対的な強化である。経済民主化政策による独占の抑制と共に、隸属性的中小企業の強化を推進せしめねばならぬ。かくしてこそ経営政策もその効をよりよく發揮できるといえよう。

（昭三〇・九・七・）

Yamada, Michio

On Substance of Small Business Problems

Résumé

Recently, in spite of the tendency towards concentration of production and capital and the extension of monopolistic forms of organization, there has been a most marked persistence of the small business. Nowadays in any country the small business takes a greater part of total in quantity.

However, we have not yet had any fixed definition of the small business and the small business problems. Through social and historical relation, I tried to grasp the substance of the small business problems, that is, it does not consist in comparison with the monopoly business, but in relation with it. The relation should be grasped in industrial structure of national economy.

In the process of the development of capitalism the monopoly business specializes on lines of production by the law of "organic composition of capital". Thus producer's goods industry controls consumer's goods industry, and structural equilibrium comes to be destroyed. The level of living parts from the level of production. The small business problems is here.

In this essay, especially, I tried to analyse the problems in Japan. In conclusion the key to resolve the problems will belong to peacee economy.